相模原市公用車賃貸借契約仕様書

１．リース車両仕様書

① 車種・色及び仕様	普通乗用車（ＬＬクラスミニバン）　乗車定員：７人以上　18 インチ ハイブリッド方式（燃料：無鉛レギュラーガソリン）　電動４WD 全長：4,995 ㎜以上　全幅：1,850 ㎜以上　全高：1,900 ㎜以上 左右両側電動式スライドドア　ボディカラー：ブラック 例）日産　エルグランド　Ｇ　ｅ－４ＯＲＣＥ 　　トヨタ　アルファード　Ｚ　E-Four　HV
②オプション付属品 ※標準装備内に含まれている場合あり	①コネクティッドナビ ※リース期間中はコネクトサービスを利用し、地図情報を自動でダウンロードして更新できるようにする。 ②後席ディスプレイ ③ETC2.0 ユニット ④デジタルインナーミラー ⑤フロアカーペットセット（純正上位グレード） ラグマット（ブラックもしくはグレー） ⑥ドライブレコーダー（前後方） ⑦サイドバイザー ⑧IR カットフィルム（リヤサイド・バックガラス）ダークスモーク ⑨電池式紫色 LED 停止表示灯 ⑩スタッドレスタイヤ＋純正アルミホイール ⑪レスキューマンⅢ ⑫ボディコーティング（5 年以上の保証及び点検付き） ※①～⑥はメーカー・ディーラーオプションとする。 ※⑦～⑫は汎用品可。
③塗装・文字入	なし
④納車日	令和９年３月３１日までに
⑤下取り車	なし
⑥廃車手続き	なし
⑦特記事項	・九都県市指定低公害車である車種とする（指定車ではないが同等以上の環境性能を有している後継車も可）。 ・月間予想走行距離：１,２００km ・車両の使用場所は、相模原市中央区中央 2-11-15

２．リース期間

リース期間は、令和９年３月１０日～令和１６年３月９日（７年間・８４ヶ月）とし、初度登録（令和９年３月１０日登録）及び付属品の装着（初度登録後でなければ装着できないものに限る。）に要する日数は本リース期間に含めるものとする。

また、初度登録日について、原則として仕様書記載日を厳守していただくが、契約締結後において、やむを得ない事情により初年度登録日や納車日が遅くなる場合については、双方協議の上、解決を図るものとする。

３．リース料に含むもの

① 車両購入費
② 登録納車費用
③ 自動車税種別割
④ 自動車重量税（購入・車検時）
⑤ 自賠責保険料（購入・車検時）
⑥ 自動車保険料
⑦ 定期点検
⑧ 法定定期点検
⑨ 継続車検
⑩ 所定の消耗品の交換及び補充
⑪ エンジンオイル交換及び補充（オイルエレメント含む）
⑫ バッテリー交換
⑬ タイヤ交換（ノーマルタイヤ、スタッドレスタイヤの交換作業）
年２回（１１～１２月・３～４月）実施
※実施日については、天候等を判断して調整すること。
⑭ 故障修理
⑮ 代車提供（整備・修理が２日間以上に渡る場合、初日から提供）
⑯ 事故処理（保険会社とともに協力します）
⑰ タイヤ保管
⑱ ボディコーティング保証・定期点検
※ボディコーティングの点検について、新車時に施工した場合のメーカー保証期間（５年間保証）が確保されるよう、メンテナンスクリーナーの塗布等の作業及び目視等による点検を年１回（法定点検実施時）実施すること。
なお、リース期間中の保証は、上記メーカー保証（５年間）が確保されていれば構わないが、年１回のメンテナンス作業及び点検については、メーカー保証期間終了後も実施すること。
⑲ コネクティッドナビゲーションサービス料

４．特記事項

① 自動車購入
原則、市内の販売業者の中から選定し、購入すること。
② 整備業者
市内の整備業者の中から選定すること。
③巡回サービス
緊急に整備・修理が必要な場合に、巡回サービス等で迅速にサービスを提供できること。

④任意保険

〇補償内容

項目	補償額	特約・条件等
対人賠償責任保険	無制限（免責金額：０円）	・　対人臨時費用特約 ・　自損事故傷害特約 ・　無保険車事故傷害特約
対物賠償責任保険	1,000 万円（免責金額：０円）	
搭乗者傷害保険	1,000 万円	日数払い方式 ・　入院日額：15,000 円 ・　通院日額：10,000 円 ※搭乗者傷害業務上災害不担保特約
車両保険	免責金額：０円	

※特に記載のない事項については、自動車総合保険の補償内容と同じとする。

〇割引率

・フリート優良割引：６９％（料率審査日：令和８年１２月１日）

・公　有　車　割　引：あり

・多　　数　　割　　引：あり

※フリート優良割引の料率について、原則として仕様書にて示す内容での契約となるが、契約締結後において、内容に変更等が必要と認められる場合は、双方協議の上、対応するものとする。

〇業務内容

・24 時間いつでも事故受付・対応ができるよう体制を整えておくとともに、事故発生の連絡を受けた場合は、事故担当課及び管財課と調整をしながら迅速に事故解決（示談交渉）にあたる。

・事故発生の連絡を受けた場合は、遅延なく事実を調査し、事故処理結果等（示談交渉の経過等含む）について管財課へ報告する。

⑤その他

〇同等品の申請をする場合は、質問期間内に品名や仕様等がわかる資料（カタログなど）等を添付した質問回答書を提出し、承認を得ること。

〇入札金額は、月額で算定し、消費税抜きの金額で記載すること。

〇落札者は、落札後直ちに、納品車両の仕様（月額リース料・車両明細・付属品一覧・任意保険の内容・メンテナンスサービスの範囲・特記事項等）を記した書面を提出すること。

〇本仕様書に定めのない事項又は契約締結後に疑義が生じた場合は、双方協議の上、円満に解決を図るものとする。